

こども文教委員会 令和3年6月15・16日
こども家庭部 資料1番
所管 子育て支援課

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親以外の低所得の子育て世帯分) の支給について

1 支給対象者

次の(1)、(2)の両方に当てはまる方

- (1) 令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満の特別児童扶養手当受給対象児童)を養育する父母等(令和4年2月末までに生まれた新生児も含む)
- (2) 令和3年度の住民税均等割が非課税の方又は令和3年1月1日以降の収入が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税相当となった方

2 支給手続

- (1) 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和3年度住民税均等割が非課税の方

申請**不要**

児童手当又は特別児童扶養手当受給口座に振込(7月下旬予定)。

- (2) (1)以外の方(中学校終了後の児童のみ養育している方、収入が急変した方等)

申請**必要**

申請書類審査後、指定口座に速やかに振込。

3 支給金額

児童1人当たり一律5万円

4 区民への周知

- (1) 対象者あて案内
別紙のとおり
- (2) 広報
区ホームページ、区報、ツイッター、LINE等



子育て世帯生活支援特別給付金 支給のご案内

あなたは、子育て世帯生活支援特別給付金を**申請不要**で受け取れます

1. 支給対象者

- ①②の両方に当てはまる方
 - ①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者
 - ②令和3年度住民税（均等割）が非課税

2. 支給対象児童

- 2003年（平成15年）4月2日から2021年（令和3年）3月31日生まれの児童（障害をお持ちのお子様は2001年（平成13年）4月2日生まれ以降）

3. 支給額

児童1人当たり 一律 5万円

4. 給付金の支給手続き

- 7月下旬頃、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

※中学校修了後（15歳に達する日以後の最初の4月1日以降）から20歳未満の児童分の特別児童扶養手当のみの受給者であって、他に中学校修了後の児童がいる方は、別途申請手続きが必要な場合がありますので、下記の大田区役所窓口まで御連絡ください。

※給付金の支給を希望しない場合、受給拒否の届出書の提出が必要です。

※給付金を受け取った後に受給資格がないことが判明した場合、返金していただく必要があります。（遅れて確定申告を行った結果、住民税課税になった場合、1人の児童について二重に受給した場合など）

※児童手当等の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

* 問い合わせ先

《大田区における申請手続き等に関すること》

大田区こども家庭部子育て支援課こども医療係

電話：03-5744-1275

FAX：03-5744-1525

《制度全般に関すること》

厚生労働省 コールセンター

電話：0120-811-166（受付時間：平日9：00～18：00）